

平成 26 年 7 月 30 日

公益財団法人 全日本柔道連盟会長 宗岡正二 殿

全国柔道事故被害者の会
会長 村川義弘

要 望 書

柔道では暴力や誤った指導方法で競技者が死亡したり、重度な障害を負ったりする事案が後を絶ちません。また、事故当事者同士が納得し、事故自体が表面化していない場合も多くあると想定されます。

これらの事故の背景には、柔道の指導者における、安全への配慮や医学的な知識の欠如に加え、柔道界における暴力的指導に対する容認的風潮があると考えられます。

2014 年 4 月 30 日に長野地裁において元柔道指導者に対して出された有罪判決や、安全配慮義務を怠った指導者や学校（自治体）及び町道場（責任者）に対して出された損害賠償請求判決の持つ意味を真摯に受け止めていただき、暴力や誤った指導方法に依存しない、柔道指導のあり方を早急に構築していただくよう要望いたします。

安全な柔道に向けての提案

柔道がもつ礼儀や礼節についての教えは非常に重要です。しかし、その一方で、医学的知見の習得を含む安全な指導方法のあり方は問われてきませんでした。さらには武道の教えが誤って理解され、師弟関係からくる、しごきや、いじめ、暴行につながっていることも、まったくといていいほど危惧されてきませんでした

このような状況を踏まえて、学校部活動の指導者、町道場の指導者を問わず、末端の指導者に至るまで、柔道の安全指導が確立されるために、以下の 7 点を提案いたします。

1. 安全配慮、安全指導の徹底と指導マニュアルの作成

柔道指導者には、教える相手の健康状態を常に適切に観察し、体力、運動能力、技能・知識等に応じた適切な指導を行い、安全管理に十分配慮させることを周知徹底させる。

適度な休息をとる、水分を補給するなど、スポーツに共通する基本的な安全対策を整える。また、柔道固有の指導方法については、技量差体格差のある相手と組み合わせない、小学生以下及び柔道経験2年未満の者を含む技量の未熟な者に絞め技や大外刈りに代表される危険性の高い技を指導しないなどの、明確で詳細な指導マニュアルを作成する。

2. 脳損傷の予防

頭痛を訴えたり、頭をぶついたり、脳震盪を起こしたりした場合は、即座に練習を中止させ、必ず適切な医師の診察を受けさせた上で、医師の指定する期間は練習を中止させることを、指導者に周知徹底させる。

脳震盪を決して軽視せず、脳震盪からの復帰マニュアルを作成するなどの方法により、指導者への注意喚起を怠らない。

3. 暴力的指導者の根絶と適切な指導者の養成

暴力的な指導（暴言も含む）は厳禁として、違反したものは指導資格の剥奪等の罰則規定を設ける。

指導資格の認定基準を、より厳しいものにし、資格取得のための研修期間、研修内容をフランスの国家資格取得に準じるまでに引き上げる。また過去に遡り重大な事故を起こした指導者については、その指導資格を剥奪する。

常に適切な指導が行われるために、柔道場を可視化し、ライブカメラを設置する。

4. 緊急時の適切な対応

事故の状況に応じた適切な措置をとれるよう、心肺蘇生法（人工呼吸、心臓マッサージ、AEDの使用法）等を含む最新の医学的知識を習得するための研修会等を、定期的実施する。また、柔道場にはAEDを適切に設置するなど施設面での安全対策を図る。

救急要請を躊躇わず、常に人命を優先した措置をとる。

5. 告発機関および第三者による調査機関の設置

各種ハラスメント、暴力的指導、安全配慮に欠けた指導等に対しての告発窓口の存在を周知徹底させるとともに、告発があった際には、これを全て専門家からなる中立的な第三者機関によって調査をし、その結果を公表する。

違反のあった指導者については指導資格の剥奪等の他、調査により暴行等の不法行為が発覚した場合は刑事告発等の法的措置をとるなど、罰則規定を強化する。また、告発は過去の事案に遡って適用されるものとする。

6. 事故が発生した時には

万が一、事故が発生した場合には、専門家からなる中立的な第三者機関を速やかに設置し、迅速な情報収集を行い、原因を究明し、今後の事故防止に役立てる。また、被害者及びその保護者に対しては真摯に対応し、速やかに情報を提供するとともに、その調査結果を公表する。

7. 勝利至上主義からの脱却

柔道は本来、自己の心身の鍛錬のためのものであるはずが、これに反し、現在の未成年者への指導にも及ぶ勝利至上主義的な風潮が事故の発生を助長する原因の一つとなっている。

これを是正するため、小学生以下、及び柔道経験2年未満の者、技量の未熟な者の試合への出場は禁止し、勝利にとらわれない柔道本来の目的に立ち返る。

以 上